

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 (傍線部分は改正部分)

○第一条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(平成二十一年経済産業省令第二十二号)

改正案	現行
<p>第一条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 この省令において「従業員数証明書」とは、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十一条第一項及び第二十条第一項の規定による標準報酬月額決定を通知する書類、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十一条第一項及び第四十二条第一項の規定による標準報酬月額決定を通知する書類その他の中小企業者の常時使用する従業員(次に掲げるいづれかに該当する者をいう。以下同じ。)の数を証するために必要な書類をいう。</p> <p>一 厚生年金保険法第九条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二条第一項又は健康保険法第三条第一項に規定する被保険者(厚生年金保険法第十八条第一項若しくは船員保険法第十五条第一項に規定する厚生労働大臣の確認又は健康保険法第三十九条第一項に規定する保険者等の確認があった者に限る。)</p> <p>二 当該中小企業者と二月を超える雇用契約を締結している者で七十五歳以上であるもの</p> <p>7～11 (略)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 この省令において「従業員数証明書」とは、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十一条第一項及び第二十条第一項の規定による標準報酬月額決定を通知する書類、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十一条第一項及び第四十二条第一項の規定による標準報酬月額決定を通知する書類その他の中小企業者が常時使用する従業員の数を証するために必要な書類をいう。</p> <p>7～11 (略)</p>

12 (略)

一 (略)

二 (略)

イ〜ニ (略)

ホ 現金、預貯金その他これらに類する資産（次に掲げる者に対する貸付金、未収金その他これらに類する資産を含む。）

(1) 経営承継受贈者（第六条第一項第七号トの経営承継受贈者をいう。次号において同じ。）又は経営承継相続人（同項第八号トの経営承継相続人をいう。次号において同じ。）

(2) (1)に掲げる者の関係者のうち、第九項第六号中「会社」とあるのを「会社（外国会社を含む。）」と読み替えた場合における同項各号に掲げる者

三 (略)

13 (略)

14 この省令において「支配関係」とは、一の者が他の法人の発行済株式又は持分（当該他の法人の自己の株式又は持分を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は持分を直接又は間接に有する場合における当該一の者と当該他の法人との関係をいう。

第二条〜第五条 (略)

第六条 (略)

一〜六 (略)

12 (略)

一 (略)

二 (略)

イ〜ニ (略)

ホ 現金、預貯金その他これらに類する資産（経営承継受贈者（第六条第一項第七号トの経営承継受贈者をいう。次号において同じ。）又は経営承継相続人（同項第八号トの経営承継相続人をいう。次号において同じ。）及びこれらの者に係る同族関係者に対する貸付金、未収金その他これらに類する資産を含む。）

三 (略)

13 (略)

(新設)

第二条〜第五条 (略)

第六条 (略)

一〜六 (略)

七 (略)

イ(二) (略)

ホ 当該贈与の時ににおいて、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあつては五人以上）であること。

へ 当該贈与の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社（第一条第九項第一号中「の親族」とあるのを「と生計を一にする親族」と読み替えた場合における同条第十項に規定する当該他の会社をいう。以下同じ。）が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ト(二) (略)

八 (略)

イ(二) (略)

ホ 当該相続の開始の時ににおいて、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中

七 (略)

イ(二) (略)

ホ 当該贈与の時ににおいて、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者との間に支配関係（中小企業者が他の法人の発行済株式又は持分（当該他の法人の自己の株式又は持分を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は持分を直接又は間接に有する場合における当該中小企業者と当該他の法人との関係をいう。以下同じ。）がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあつては五人以上）であること。

へ 当該贈与の時以後において、当該中小企業者の特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ト(二) (略)

八 (略)

イ(二) (略)

ホ 当該相続の開始の時ににおいて、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中

小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。) にあつては五人以上であること。

へ 当該相続の開始の以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

トシリ (略)

九 (略)

2 (略)

3 (略)

第一条第十二項 第三号ロ	(略)	の相続の開始	からの贈与
(略)	(略)	(略)	(略)
第六条第一項第 八号ト(3)	当該相続の開始の直前	当該代表者の被相続人からの贈与の 直前	
(略)	(略)	(略)	
第六条第一項第 八号ト(5)	であること(次に掲げる いずれかに該当する	であること。	

小企業者との間に支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。) にあつては五人以上であること。

へ 当該相続の開始の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

トシリ (略)

九 (略)

2 (略)

3 (略)

(新設)	(略)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
第六条第一項第 八号ト(3)	当該相続の開始の時	当該代表者の被相続人からの贈与の 時	
(略)	(略)	(略)	
第六条第一項第 八号ト(5)	であること(3)(i)から (iii)までのいずれかに該	であること。	

(略)		
(略)		ときを除く。
(略)		

4～6 (略)
 第七条 (略)
 2 (略)

- 一 (略)
- 二 当該贈与の直前、当該贈与の時及び当該贈与に係る贈与認定申請基準日における当該中小企業者（当該経営承継贈与者又は当該経営承継受贈者に係る同族関係者である会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、当該贈与の直前及び当該贈与の時における当該中小企業者の定款の写し）
- 三 (略)
- 四 当該経営承継受贈者が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与契約書の写しその他の当該贈与の事実を証する書類及び当該株式等に係る贈与税の見込額を記載した書類

(略)		
(略)		当する場合（iii）に該当する場合には、当該被相続人が特定後継者であつたときに限る。）を除く。
(略)		

4～6 (略)
 第七条 (略)
 2 (略)

- 一 (略)
- 二 当該贈与の直前、当該贈与の時及び当該贈与に係る贈与認定申請基準日における当該中小企業者の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、当該贈与の直前及び当該贈与の時における定款の写し）
- 三 (略)
- 四 当該経営承継受贈者が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税の見込額を記載した書類

五〇七 (略)

八 (略)

イ 当該贈与の時に於いて、当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

ロ 当該贈与の時から当該贈与に係る贈与認定申請基準日までの間に於いて、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

九〇十一 (略)

三 (略)

一 (略)

二 当該相続の開始の直前、当該相続の開始の時及び当該相続に係る相続認定申請基準日における当該中小企業者(当該被相続人又は当該経営承継相続人に係る同族関係者である会社がある場合に於いては、当該会社を含む。以下この号において同じ。)の株主名簿の写し(当該中小企業者が持分会社である場合に於いては、当該相続の開始の直前及び当該相続の開始の時に於ける当該中小企業者の定款の写し)

三 (略)

四 当該経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該中

五〇七 (略)

八 (略)

イ 当該贈与の時に於いて、当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該中小企業者又は当該中小企業者との間に支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

ロ 当該贈与の時から当該贈与に係る贈与認定申請基準日までの間に於いて、当該中小企業者の特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

九〇十一 (略)

三 (略)

一 (略)

二 当該相続の開始の直前、当該相続の開始の時及び当該相続に係る相続認定申請基準日における当該中小企業者の株主名簿の写し(当該中小企業者が持分会社である場合に於いては、当該相続の開始の直前及び当該相続の開始の時に於ける定款の写し)

三 (略)

四 当該経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該中

小企業者の株式等に係る遺言書の写し、遺産の分割の協議に
関する書類（当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺
者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写しそ
の他の当該株式等の取得の事実を証する書類及び当該株式等
に係る相続税の見込額を記載した書類

五〇七 (略)

八 (略)

イ 当該相続の開始の時に、当該中小企業者の特別子
会社が外国会社に該当する場合であつて当該中小企業者又
は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子
会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の
誓約書

ロ 当該相続の開始の時から当該相続に係る相続認定申請基
準日までの間において、当該中小企業者の特別子会社が上
場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当
しない旨の誓約書

九〇十一 (略)

四 (略)

第八条 (略)

第九条 (略)

二 (略)

一〇十四 (略)

十五 当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営

小企業者の株式等に係る相続税の見込額を記載した書類

五〇七 (略)

八 (略)

イ 当該相続の開始の時に、当該中小企業者の特別子
会社が外国会社に該当する場合であつて当該中小企業者又
は当該中小企業者との間に支配関係がある法人が当該特別
子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨
の誓約書

ロ 当該相続の開始の時から当該相続に係る相続認定申請基
準日までの間において、当該中小企業者の特別子会社が上
場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しな
い旨の誓約書

九〇十一 (略)

四 (略)

第八条 (略)

第九条 (略)

二 (略)

一〇十四 (略)

十五 当該特別贈与認定中小企業者の特別子会社が風俗営業会

業会社に該当したことを。

十六～二十二 (略)

3 (略)

一～十四 (略)

十五 当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当したことを。

十六～二十 (略)

4～5 (略)

6 経済産業大臣は、第一項から第三項までの規定により認定を取り消したときは、様式第十の三により当該認定を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

第十条 (略)

一～五 (略)

六 当該吸収合併存続会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

2 (略)

一～五 (略)

六 当該吸収合併存続会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

3～5 (略)

第十一条 (略)

社に該当したことを。

十六～二十二 (略)

3 (略)

一～十四 (略)

十五 当該特別相続認定中小企業者の特別子会社が風俗営業会社に該当したことを。

十六～二十 (略)

4～5 (略)

(新設)

第十条 (略)

一～五 (略)

六 当該吸収合併存続会社等の特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

2 (略)

一～五 (略)

六 当該吸収合併存続会社等の特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

3～5 (略)

第十一条 (略)

一〇五 (略)
六 当該株式交換完全親会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

2 (略)

一〇五 (略)

六 当該株式交換完全親会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

3〇5 (略)

第十二条 (略)

一〇七 (略)

八 贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

2 (略)

一〇六 (略)

七 贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 (略)

3 (略)

一〇七 (略)

八 相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

一〇五 (略)
六 当該株式交換完全親会社等の特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

2 (略)

一〇五 (略)

六 当該株式交換完全親会社等の特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

3〇5 (略)

第十二条 (略)

一〇七 (略)

八 贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

2 (略)

一〇六 (略)

七 贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 (略)

3 (略)

一〇七 (略)

八 相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

4 (略)

一〇六 (略)

七 相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 (略)

5 (略)

一〇七 (略)

八 随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

6 (略)

一〇六 (略)

七 随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 (略)

7 (略)

一〇七 (略)

八 随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

8 (略)

一〇六 (略)

七 随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企

4 (略)

一〇六 (略)

七 相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 (略)

5 (略)

一〇七 (略)

八 随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

6 (略)

一〇六 (略)

七 随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 (略)

7 (略)

一〇七 (略)

八 随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

8 (略)

一〇六 (略)

七 随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企

業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 (略)

9 (略)

一〇八 (略)

九 当該吸収合併存続会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

十 (略)

10 (略)

一〇八 (略)

九 当該株式交換完全親会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

十 (略)

11 (略)

一〇七 (略)

八 臨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

12 (略)

一〇六 (略)

七 臨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

業者の特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 (略)

9 (略)

一〇八 (略)

九 当該吸収合併存続会社等の特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

十 (略)

10 (略)

一〇八 (略)

九 当該株式交換完全親会社等の特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

十 (略)

11 (略)

一〇七 (略)

八 臨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

12 (略)

一〇六 (略)

七 臨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 (略)

13 (略)

第十三条 (略)

一〇五 (略)

六 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の常時使用する従業員の数が一人以上（当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該特別贈与認定中小企業者等又は当該特別贈与認定中小企業者等による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあつては五人以上）であること。

七 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のもいづれにも該当しないこと。

八〇九 (略)

2 (略)

一〇六 (略)

七 (略)

イ 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該特別贈与認定中小企業者等又は当該特別贈与認定中小企業者等による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

八 (略)

13 (略)

第十三条 (略)

一〇五 (略)

六 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の常時使用する従業員の数が一人以上（当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該特別贈与認定中小企業者等又は当該特別贈与認定中小企業者等との間に支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあつては五人以上）であること。

七 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のもいづれにも該当しないこと。

八〇九 (略)

2 (略)

一〇六 (略)

七 (略)

イ 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該特別贈与認定中小企業者等又は当該特別贈与認定中小企業者等との間に支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

ロ 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社*のいずれにも該当しない旨の誓約書*

八 (略)

3 3 4 (略)

5 | 経済産業大臣は、前項の規定により確認を取り消したときは、様式第十九の二により当該確認を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

第十四条 第十五条 (略)

第十六条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 確認申請日及び特定代表者が代表者であった時における当該中小企業者（当該特定代表者に係る同族関係者である会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、当該特定代表者が代表者であった時における当該中小企業者の定款の写し）

三 3 4 (略)

3 (略)

第十七条 (略)

第十八条 (略)

ロ 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社*のいずれにも該当しない旨の誓約書*

八 (略)

3 3 4 (略)

(新設)

第十四条 第十五条 (略)

第十六条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 確認申請日及び特定代表者が代表者であった時における当該中小企業者の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、特定代表者が代表者であった時における当該中小企業者の定款の写し）

三 3 4 (略)

3 (略)

第十七条 (略)

第十八条 (略)

2
(略)

3 | 2
経済産業大臣は、第一項の規定により確認を取り消したときは、様式第二十五により当該確認を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

第十九条 (略)

2 第九条第一項から第三項まで、第十二条第十三項、第十三条及び第十六条から前条までの規定による経済産業大臣の権限は、申請者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(提出期限後の申請又は報告)

第二十条 第七条第二項、第三項若しくは第十三条第二項に規定する申請書又は第十二条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項、第十項若しくは第十一項に規定する報告書が当該各項に規定する提出期限までに提出されなかった場合においても、経済産業大臣が当該提出期限内に提出されなかったことについて提出者の責めに帰することができないやむを得ない事情があると認める場合において、当該事情がやんだ後遅滞なく当該申請書又は当該報告書及び当該事情の詳細を記載した書類が提出されたときは、当該申請書又は当該報告書が当該提出期限内に提出されたものとみなす。

2
(略)

(新設)

第十九条 (略)

2 第十二条第十三項、第十三条及び第十六条から前条までの規定による経済産業大臣の権限は、申請者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(新設)

○第二条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年経済産業省令第十七号）

改正案

現行

附則（平成二十二年経済産業省令第十七号）

第一条～第二条（略）

第三条（略）

2 この省令の施行前に旧認定に係る旧規則第十三条第一項に規定する経営承継贈与者の相続が開始した場合には、同項の経済産業大臣の確認及び同条第四項の確認の取消しについては、なお従前の例による。この場合において、同条第一項中「以下この条において同じ。」並びに「とあるのは「以下この条において同じ。」及び第七条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに」と、「当該特別贈与認定中小企業者等に係る経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合を除く。）には」とあるのは「当該特別贈与認定中小企業者等（同項に規定する申請書を提出しようとしている中小企業者を含む。）に係る経営承継贈与者の相続が開始した場合には」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 旧認定に係るこの省令による改正後の中小企業における経営

の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十三条第一項の経済産業大臣の確認及び同条第四項の確認の取消しについては、同条第一項第六号中「五人以上」とあるのは、「一人以上」と読み替えるものとする。

附則（平成二十二年経済産業省令第十七号）

第一条～第二条（略）

第三条（略）

2 旧認定に係る旧規則第十三条第一項の経済産業大臣の確認及び同条第四項の確認の取消しについては、なお従前の例による。この場合において、同条第一項中「以下この条において同じ。」並びに「とあるのは「以下この条において同じ。」及び第七条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに」と、「当該特別贈与認定中小企業者等に係る経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合を除く。）には」とあるのは「当該特別贈与認定中小企業者等（同項に規定する申請書を提出しようとしている中小企業者を含む。）に係る経営承継贈与者の相続が開始した場合には」と、それぞれ読み替えるものとする。

（新設）

第四条～第五条 (略)

第六条 旧確認(前条各号のいずれかに該当するものを除く。この条において同じ。)は、新規則第十六条第一項の確認又は新規則第十七条第一項若しくは第二項の変更の確認(以下「新確認」と総称する。)とみなす。

第七条～第八条 (略)

第四条～第五条 (略)

第六条 旧確認(前条各号のいずれかに該当するものを除く。この条において同じ。)は、この省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第十六条第一項の確認又は新規則第十七条第一項若しくは第二項の変更の確認(以下「新確認」と総称する。)とみなす。

第七条～第八条 (略)